

**町の人口** (3月1日現在) 先月1日比

人口	8217人	減	3人
男	4117人	減	5人
女	4100人	増	2人
世帯数	4541世帯	減	6世帯

2月中の異動	転入ほか	60人 (うち出生 3人)
	転出ほか	63人 (うち死亡 11人)

● **各地域の人口・世帯数** (3月1日現在)

	世帯数	男	女	人口計
三根郷	2,079	1,925	1,839	3,764
大賀郷	1,528	1,347	1,370	2,717
榎立郷	306	275	281	556
中之郷	400	381	394	775
末吉	228	189	216	405

**祝!**  
**あおぞら保育園開園**  
**4月1日(金)**



**目次**

- ▶ 平成 23 年度施政方針 ほか ..... 02 - 06
- ▶ 平成 23 年度一般会計予算額 ほか ..... 07
- ▶ 国民年金 ..... 08
- ▶ 国保だより ほか ..... 09
- ▶ 税のお知らせ ほか ..... 10 - 11
- ▶ 環境だより ほか ..... 12
- ▶ 母子保健 ほか ..... 13
- ▶ 教育委員会だより / 図書館からのお知らせ ..... 14
- ▶ おじゃれ 11 万人 / 4 月の航路ダイヤ ..... 15
- ▶ お知らせ掲示板 ..... 16 - 21
- ▶ 参加しませんか? 募集しています! ..... 22 - 23

# 平成 23 年度施政方針

八丈町長 浅沼道徳

平成23年3月4日(金) 第一回八丈町議会定例会

平成 23 年第一回八丈町議会定例会の開催にあたり、私の町政に関する所信の一端と施策の概要を申し上げ、議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

## ● はじめに

平成 13 年の 2 月に、八丈町長に就任してから、はや 10 年が経過いたしました。この間、私たちを取り巻く情勢は、景気低迷の継続、雇用および所得環境における年を追うごとの厳しさ、為替相場の急激な変動などの懸念材料も加わって、非常に厳しい状況が続いています。この状況下、本町においても、税収が減少するなどの影響のほか、連鎖的に人口減少と少子高齢化を加速させるのではと懸念しています。

町政を担当する者としては、八丈町の財政事情も厳しく、行財政改革を引き続き推進しなければなりません。その一方で、削減や事業縮小だけでなく、積極的に事業推進や整備拡充を図ることも必要であると考えています。

平成 23 年度の予算編成においても、町役場新庁舎をはじめ、汚泥再生処理センターの建設など、大型の公共事業を計上しています。その事業の波及効果により、地域経済にも、少なからず好影響を及ぼすものと思っております。しかしながら、地域経済の衰退を防ぎ、地域を活性化させるには、議員各位をはじめ町民の皆さまのご協力があるこそ、成し得ることが可能であります。

また、一方で、まちづくりには、経済環境を整えるだけでなく、そこで暮らす人々の社会環境を整えることも重要であると考えています。その環境をつくるためには、主役である町民の皆さまの元気が必要であり、その元気の源は、心も体も健康であることと考え、そのための各種施策を積極的に推進してまいります。

厳しい財政状況に加え、経済的・政治的にも不透明な時節ではありますが、八丈町の発展のため、今後も全力で取り組んでまいりますので、議員各位をはじめ町民の皆さまの絶大なご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

## ● 予算編成

国は地域主権改革を推進するべく、地方の財源の充実を図るために地方交付税総額を増額、また地域が自由に活用できる一括交付金の創設を掲げています。しかしながら、新年度の八丈町の財政は、税収の低迷が続くほか、平成 22 年国勢調査人口の減少による交付税への影響も考慮すると依然として厳しい状況にあるとみております。このような状況下ではありますが、限られた財源を有効に活用し、町の将来を見据えた諸施策、基盤整備を着実に推進してまいります。

平成 23 年度一般会計予算は、88 億 2 千万円、前年度比 3.9% の増となります。庁舎建設に本格的に着手するほか、継続事業である汚泥再生処理センター、また公営住宅や道路整備などの投資的事業が増加するため、昨年度に引き続き、大型予算として編成いたしました。

## ● 主要施策

### ● 新庁舎および集会施設建設

大地震などの自然災害に強く、防災拠点となる新庁舎および集会施設の建設につきましては、早急に整備が必要とされています。平成 24 年度の供用開始に向けて新年度は、施設の建築工事に取り組んでまいります。

### ● IT 推進

日進月歩で進展する情報通信技術のなかで当町においてもインターネットや携帯電話を利用した情報収集や情報交換が定着してきました。しかしながら、今後さらに高度化する情報通信への対応や携帯電話の不感地域の解消、本年 7 月から開始される地上デジタル放送に伴う難視聴地域の解消のために、引き続き関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

### ● 生活排水処理

適正な生活排水処理は、八丈町の自然環境の保全と町民の皆さまの生活環境の向上を図るうえで、重要な課題となっております。合併処理浄化槽の汚泥などを処理する汚泥再生処理センターの建設は、平成 24 年度稼働に向けて着実に事業を進めております。また、合併処理浄化槽の普及を促進するために、市町村設置型の合併処理浄化槽整備事業を平成 24 年度の導入に向けて取り組んでまいります。

### ● 職員育成

町民から信頼される人材の育成については、厳正な服務規律を適用するとともに、公平性および透明性を確保した人事評価制度と各種の研修制度を運用し、職員の意欲や能力のさらなる向上を図り、多様化する行政課題に、高い見識を持って対応できる職員の育成を図ってまいります。

## ●防災対応

防災対策については、ひとたび大規模な災害が発生した時、行政が行う「公助」では限りがあり、自らの身の安全は、自らが守る「自助」と自主防災組織によりお互いに助け合う「共助」が重要であります。

本年の防災訓練は、10月5日（水）に三根地域を対象として行います。

防災無線の設備については、導入済みの全国瞬時警報システムにより、防災行政無線と連動した、すばやい災害情報の発信が可能となっており、今後も万全の体制で対応してまいります。

また、東京都市長会・町村会の「家具転倒防止器具助成事業」を活用して、家具転倒防止器具を支給するほか、平成22年度からの3か年で、災害時の要援護者避難を支援する事業を継続して行います。

## ●納税

町税については、納期内納付、口座振替を促進し、新たな滞納の抑制を図り、町民の税に対する理解と、税の収納率の向上に努めてまいります。

## ●窓口サービス

平成24年度施行の外国人登録に関する法改正に伴い、外国人住民に対しての利便性の向上および行政事務の合理化を目的とした外国人住民の住民基本台帳システムへの移行準備に取り組みます。

## ●環境衛生

地球環境に対する取り組みとして、クリーンセンターに設置した廃食用油燃料化のエコステーションを、環境教育や普及啓蒙活動に活用いたします。

試行的な発泡スチロールのリサイクルにつきましては、処理実績の動向を分析しながら本格導入に向けた検討を進めてまいります。

引き続き、廃棄物の発生抑制や排出抑制（ごみ減量化・ごみ有料化など）の検討と普及啓蒙活動を実施してまいります。

## ●国民健康保険

市町村国保を取り巻く財政状況は、景気の低迷や医療費の増加の影響を受け、極めて厳しい状況にあります。しかし、こうした状況であっても、八丈町では、町民の皆さまの負担軽減を図るため、本年4月から国保税の軽減率を6割・4割から7割・5割・2割に拡充いたします。税負担の軽減とともに、町民の皆さまの「相互扶助」へのご理解、ご協力をお願いします。

## ●児童福祉

本年4月から坂上3園を統合した「あおぞら保育園」を開園いたします。坂下3園と同様に年齢別保育、11時間開所や新しいサービスとして「一時保育」や「子ども広場」を実施します。また、機構改革により各園に園長を配置し、自立性を持った現場に近い目線で保育サービスの向上に努めてまいります。

## ●長寿医療制度

「後期高齢者医療制度」については廃止の方向で、平成26年4月には新しい医療制度に移行する予定ですが、いまだに不透明な状況となっております。町民の皆さまに対し混乱が起きないように今後の情勢をみながらわかりやすく情報発信をしてまいります。

## ●高齢福祉

介護予防事業などを今後も引き続き行い、生活機能評価、運動機能向上の実施により、要介護・要支援状態になることを予防します。

高齢者が住みなれた地域で、健康で生き生きと自立した生活を続けることができるよう、老人クラブに対する助成やシルバー人材センターの活用も含め、元気な高齢者を増やし、活気ある町づくりを推進します。

## ●介護保険

介護保険については、第5期事業計画を策定いたします。保険料については、在宅を基本に抑制していきたいと考えますが、介護の実態を把握し、今後必要なサービスを提供できるよう検討してまいります。また、施設については養護老人ホームの今後の在り方を含め、地域密着型介護施設なども合わせて検討してまいります。

## ●保健事業

新年度より、島外の医療機関にかかる必要のある慢性疾患などの患者の方に対し、交通費の一部助成を開始いたします。

予防接種に関しては、昨年始めた子宮頸がんワクチンの無料接種を中学1年生に引き続き実施していくほか、新年度からヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン接種の一部助成を開始いたします。また、町民の疾病予防・健康づくりのため実施しております健康診断の継続実施と女性の乳がん検診については、視触診・マンモグラフィに加え超音波検診を実施いたします。

## ●温泉

温泉施設に関しては、利用者のニーズに応え、健康増進、観光の目玉として快適に利用していただくよう、適切に管

理運営してまいります。

### ●土木事業

国庫補助事業については、中道伊郷名線の道路改良事業を継続して施行します。

市町村土木事業については、継続事業として、椗立中之郷線のほか 11 路線を、道路改良事業として施行します。また、新規事業として、神湊三根線を、道路改良事業として施行します。

その他、町道各路線の維持補修にも努め、地域住民の利便性、安全性、産業振興および排水処理をも考慮しながら、道路整備事業に取り組んでまいります。

### ●町営住宅

町営住宅については、三根地域において建設中の富士見第 2 団地、2 棟 16 世帯分が完成いたします。また、大賀郷地域では、老朽化した原山団地の建て替え事業を平成 24 年度完成に向けて進めてまいります。これらの住宅は、高齢者の安全にも配慮したゆとりある構造の鉄筋コンクリート 2 階建てとします。

坂上地域においては、少子化対策として平成 14 年度より整備を進めている、若年層世帯を対象とした木造一戸建住宅を 2 棟建設します。既存住宅においては、入居者の生活に支障をきたさぬよう、計画的な改修と維持管理に努めてまいります。

### ●農業振興

農業振興の主要施策として、農産物の品質の安定輸送を確保するために輸送用コンテナを導入し、共撰共販体制の強化と産地化を進めます。また、高齢者でも容易に農業ができるよう小規模農道の整備を図るとともに遊休農地対策に引き続き取り組みます。そのうえで、今後、施設などの整備を充実させるために新たな事業計画を検討してまいります。

また、後継者対策としての「担い手研修センター」の第 2 期の研修生の募集を行います。さらに、大賀郷地域の農業用水を確保し、安定供給するためタンクなどの水利施設改修工事を実施します。

### ●林業関連事業

林業事業につきましては、病害虫対策事業として松くい虫、トビモンオオエダシヤクの防除を引き続き実施するとともに、昨年より大発生しているカシノナガキクイムシによるスダジイなどの対応策を検討してまいります。

### ●その他事業

ノヤギの捕獲事業につきましては、主に八丈富士の生息状況調査を継続するとともに、三原山の捕獲にも着手してまいります。

### ●観光振興

観光振興については、八丈島観光振興実行委員会の機能の充実と従来からの事業・イベントなどの内容を見直し、観光の諸施策を実施することにより、効果的な集客を図ってまいります。島内の観光資源の整備についても年度別計画を策定し、関係機関と連携して、着手してまいります。

### ●商工振興

商工の振興については、既存のアンテナショップの活用はもとより、新しい物産展にも積極的に参加し、地産品の宣伝および販売促進に努めてまいります。また、伝統工芸品である「黄八丈」につきましても、引き続き協力、支援を行いながら、さらには観光にも寄与できるように取り組んでまいります。

### ●水産業振興

水産業の振興については、「つくり育てる漁業」として、シマアジの中間育成放流事業を継続するとともに、フクトコブシの種苗放流事業の環境を整備し、今後の事業の方向性を検討してまいります。

漁業再生支援事業につきましては、未利用魚・低価格魚の付加価値化を推進するため加工施設の充実を図ります。また、効率的な漁業操業を図るため、浮き魚礁を整備するとともに、漁場におけるサメ被害防除対策にも取り組んでまいります。

### ●消防

多様化する事故・災害に対応するため、耐震性貯水槽および消火栓などの設置を推進して行きます。また現場活動のみならず指揮統括体制を強化し、消防団との連携による総合的な消防力の強化を図ってまいります。

### ●救急

継続して救急救命士を養成することに加え、現救命士に対する教育の充実を図り、救命率のさらなる向上を図ります。また、町民に対する AED を含む救急講習会を実施し、救命意識の向上を図ってまいります。

### ●消防団

教育訓練の充実、防災意識の高揚、強固な組織を目指します。

### ●火災予防

新年度より、新築、既存を問わず、すべての一般住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されました。今後も、町

広報や防災無線での呼びかけおよび説明会などを実施し、設置普及率の推進に努めます。

### ●学校教育の充実

学校教育では、子ども一人一人を大切にされた指導を実践するとともに、基礎学力の向上を学校と連携して、推進いたします。また、八丈方言を子どもたちに継承する取り組みとして、島言葉を知り、広める活動を学校教育の中で進めてまいります。

学習環境改善の取り組みとして、町立中学校の普通教室に冷房機器を設置するほか、元気な子どもたちを育てる校庭の芝生化の推進として、大賀郷小学校の校庭芝生化を行います。

末吉小学校においては、三原小学校との統合に向けて、保護者・地域の方との話し合いを引き続き行い、両校の児童にとってより良い教育環境を整えてまいります。

### ●学校給食

学校給食では、食べることの楽しさや栄養バランスの大切さを教えるとともに、給食だより・食育通信を通して、子どもや家庭へ広く食育の推進をしてまいります。また、献立に八丈島産の食材をより多く取り入れ、地産地消の推進と安全でおいしい給食を提供してまいります。

### ●生涯学習と文化・スポーツの振興

町民の皆さまが学習や芸術・文化、スポーツに親しむ機会の充実や振興を図るため、各種団体の活動を支援するとともに、その活動の場となる公民館や図書館などの社会教育施設および体育施設の利便性の向上に取り組みます。

貴重な財産である文化財については、その保護や保存、調査に努めるとともに、公開を通して、文化財に親しむ機会を提供してまいります。

また、サッカーやフットサル、野球などのスポーツ大会を通して、島内・島外の交流と活性化に取り組んでまいります。

平成 25 年 9 月に開催される国民体育大会「スポーツ祭東京 2013」に向けては、南原スポーツ公園の野球場の周辺整備を行い、野球場の完成に向けて取り組んでまいります。

### ●東京都施行事業

東京都が事業主体である八丈町関連の事業について申し上げます。

空港整備、港湾・漁港および都道の整備については、毎年着実に施行されており、町民の皆さまの安全や利便性の向上が図られております。本年、八重根港の船客待合所が建て替えられる予定です。さらに、念願の底土港の新船客待合所も整備に向けた取り組みが始まりました。

島の交通や産業を支える基盤施設の整備は八丈島の生命線であり、町民の暮らしと深く関わっておりますので、これらの事業の早期実現・完成に向け東京都へ働きかけてまいります。

### ●公営企業全般

水道、バス、病院各事業会計につきましては、大変厳しい財政状況下にあります。企業努力を推進し、健全な運営を行ってまいります。

### ●水道事業

本事業は、昨年の料金改定により収益増となっておりますが、使用水量については、減少が続いております。それらの動向を注視し、累積欠損金などの処理を進める必要があります。今後、水道事業の経営改善計画を含め、現状と展望を見据えた水道ビジョンを基にして、事業に取り組んでまいります。

工事につきましては、坂下地区上水道事業、坂上地区簡易水道事業において、昭和 30 年から 40 年代の老朽管の敷設替工事を引き続き行ってまいります。また、配水施設については、都道・町道の改修に伴う配水管の新設および改修工事を行います。

今後も、「安全で安心して飲める水の提供」、「安定供給の確保」に努めてまいります。

### ●一般旅客自動車運送事業（バス事業）

バス事業は、定期観光バスの廃止、利用率の低い永郷路線の廃止を実施いたしました。貸切バスについても、観光の動向、島内のイベントなどを考慮して関係機関とも協力しつつ、協議検討してまいります。

路線バスは、町民の皆さまの身近な交通手段であり、特に、高齢者や学生、観光客などの利用者への対応のためにも、最低限の交通利便の維持・確保は必要不可欠であると考えております。

今後、路線の系統については、効率的な運行を検討し、引き続き経営改善を進めてまいります。

### ●病院事業

町立八丈病院は、町民が安心して安全な生活を送るための社会基盤として、必要な医療を安定的かつ継続的に提供していかなければなりません。しかし、地域医療を担う公立病院においても公共性ととも地方公営企業として効率性も強く求められており、病院経営を取り巻く環境は、依然として厳しい状況であります。

全国の医療現場において、医師不足が叫ばれている中、本病院においては、東京都、日本医科大学付属病院、聖マ

リアンナ医科大学病院および杏林大学医学部付属病院などの協力により、内科、外科、小児科、産婦人科の診療を実施し、町民の健康福祉の向上に寄与してまいります。また、耳鼻咽喉科を含め12科の臨時専門診療についてもそのニーズに応じ充実させてまいります。

新年度は高圧蒸気滅菌装置、生体情報モニターなどの機器を代替し、医療環境の充実に努めてまいります。施設工事については、消毒作業室・電気室の冷暖房機器の代替を実施いたします。

ますます厳しい経営状況下ではありますが、東京都の指導、支援などを仰ぐとともに、引き続き経営改善に努めてまいります。

### ● おわりに

以上、平成23年度の主な施策の概要について、申し上げました。

平成23年度の各会計の予算額は、一般会計88億2千万円、特別会計23億4千万円、企業会計27億9千万円、合計で、約139億5千万円であり、前年度と比較いたしますと、予算総額で3.1%の増加となっており、各種事業を積極的に施行する予定でございます。これらの施策を、町民の皆さまと共に取り組むことで、夢と希望が持てる安心で暮らしやすい八丈町が築けると考えております。

ここに、重ねて、議員各位ならびに町民の皆さまのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針とさせていただきます。

## 平成 23 年度主な島内行事日程

行 事		行 事	
4月	1日 あおぞら保育園開園式	10月	2日 中学校陸上記録会
	10日 東京都知事選挙		5日 防災訓練（三根地域）
	17日 敬老会（檜立・中之郷）		9日 町民体育大会（各地域）
	21日 八丈町事業説明会		21日 八丈町表彰式
	29日 中之郷自治会総会		28日 グラウンドゴルフ大会
5月	1日 トローリング大会 ～ 1/30	11月	3日 各小学校運動会
	14日 ジギングトーナメント ～ 15日		13日 福祉バザー
	22日 富士中学校運動会	12月	23日 末吉自治会総会
	28日 消防団夏季訓練 ～ 29日		4日 高齢者演芸大会
	29日 敬老会（三根）		7日 第四回八丈町議会定例会（1日目）
6月	5日 クリーンデー	1月	4日 消防出初式
	8日 第二回八丈町議会定例会（1日目）		5日 成人祝賀式
7月	23日 小笠原親善訪問 ～ 28日		8日 パブリックロードレース
	17日 ふじ丸来航		15日 文化フェスティバル
	23日 夏まつり ～ 24日		21日 凧揚げ大会・ヘルシーフェスタ ～ 2/5
8月	26日 にっぽん丸来航	2月	11日 檜立自治会総会
	7日 サマーコンサート・八丈島浜遊び		
9月	11日 納涼花火大会	3月	2日 第一回八丈町議会定例会（1日目）
	2日 自治振興委員・納税貯蓄組合長の集い		17日 八丈島産業祭 ～ 18日
	海遊魚まつり（11月末迄の金土日祝）		20日 フリージアまつり ～ 4/3
	7日 第三回八丈町議会定例会（1日目）		
	18日 大賀郷中学校運動会・三原中学校体育祭		
19日 敬老会（大賀郷・末吉）			

※上記の行事日程は予定であり、変更になる場合があります。

## 平成 22 年度 八丈町募金活動 実績報告

昨年1年間で皆さんからいただきました募金は下記のとおりです。集まった募金は各団体へ送金しました。皆さんの温かいご協力ありがとうございました。

募金名	総 額	送金先
赤十字社員増強運動	1,103,851円	日本赤十字社 東京都支部
赤い羽根共同募金運動	915,450円	社会福祉法人 東京都共同募金会

**平成 23 年度一般会計予算額 88 億 2148 万 7 千円** - 前年度比 3.9% 増 -

歳 入 (単位：千円)		
款	本年度 予算額 (A)	本年度 予算構成費%
町税	912,977	10.3
地方譲与税	71,191	0.8
地方消費税交付金	94,855	1.1
自動車取得税交付金	39,993	0.5
地方交付税	1,950,000	22.1
分担金および負担金	76,844	0.9
使用料および手数料	177,872	2.0
国庫支出金	592,946	6.7
都支出金	1,924,684	21.8
繰入金	1,616,020	18.3
諸収入	94,518	1.1
町債	1,245,800	14.1
その他	23,787	0.3
利子割交付金	4,850	0.1
配当割交付金	1,807	0.0
株式等譲渡	1,190	0.0
地方特例交付金	6,000	0.1
交通安全対策特別交付金	4,500	0.0
財産収入	5,437	0.1
寄附金	2	0.0
繰越金	1	0.0
<b>合 計</b>	<b>8,821,487</b>	<b>100.0</b>

歳 出 (単位：千円)		
	本年度 予算額 (A)	本年度 予算構成費%
人件費	1,156,623	13.1
物件費	1,180,428	13.4
維持補修費	170,083	1.9
扶助費	527,190	6.0
補助費など	639,223	7.2
普通建設事業費	3,999,528	45.4
補助事業費	916,272	10.4
単独事業費	3,083,256	35.0
公債費	754,423	8.6
繰出金	345,357	3.9
積立金	3,000	0.0
その他	45,632	0.5
災害復旧事業費	6	0.0
投資および出資金	0	0.0
貸付金	28,500	0.3
予備費	17,126	0.2
<b>合 計</b>	<b>8,821,487</b>	<b>100.0</b>

**平成 23 年度会計別予算額**

各会計予算状況 (単位：千円)					
会 計	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較 (A) - (B) (C)	増減率 (C) / (B) %	
一般会計	8,821,487	8,488,538	332,949	3.9	
特別会計	2,344,169	2,217,548	126,621	5.7	
用品会計	3,353	3,464	▲ 111	▲ 3.2	
老人保健医療特別会計	-	1,000	▲ 1,000	皆減	
介護保険特別会計	819,388	767,766	51,622	6.7	
後期高齢者医療特別会計	164,819	151,687	13,132	8.7	
国民健康保険特別会計	1,356,609	1,293,631	62,978	4.9	
公営企業会計	2,784,051	2,826,089	▲ 42,038	▲ 1.5	
水道事業会計	814,907	894,003	▲ 79,096	▲ 8.8	
一般旅客自動車運送事業会計	120,812	144,608	▲ 23,796	▲ 16.5	
病院事業会計	1,848,332	1,787,478	60,854	3.4	
<b>合 計</b>	<b>13,949,707</b>	<b>13,532,175</b>	<b>417,532</b>	<b>3.1</b>	

一般会計から特別会計への繰出の状況 (単位：千円)				
会 計	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較 (A) - (B) (C)	増減率 (C) / (B) %
国民健康保険特別会計	89,086	79,567	9,519	12.0
老人保健医療特別会計	-	986	▲ 986	皆減
介護保険特別会計	139,424	127,295	12,129	9.5
後期高齢者医療特別会計	116,847	103,991	12,856	12.4

一般会計から公営企業会計への繰出の状況 (単位：千円)				
会 計	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較 (A) - (B) (C)	増減率 (C) / (B) %
水道事業会計	14,031	13,030	1,001	皆増
一般旅客自動車運送事業会計	20,000	20,000	0	0.0
病院事業会計	184,895	173,646	11,249	6.5



# 国民年金

■ 住民課国保年金係  
■ 港年金事務所  
日本年金機構ホームページ

内線 236  
電話 03-5401-3211  
<http://www.nenkin.go.jp/>

## 国民年金保険料の納付

平成 23 年 4 月分から平成 24 年 3 月分までの国民年金保険料は、月額 15,020 円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局で納めることができます。また、クレジットカードやインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

保険料は、納付期限（翌月末日）までに納めましょう。

## 国民年金保険料の納付は、口座振替がおトクです

国民年金保険料の納付に口座振替を利用されると、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくとても便利です。また、口座振替には、当月分保険料を当月末に引き落とすことにより月々 50 円割り引きされる早割制度や、現金納付よりも割引額が多い 6 か月前納・1 年前納もあり、大変お得です。口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関へお申し出ください。

なお、申出用紙は住民課国保年金係にもあります。

## 平成 23 年 4 月から「障害年金加算改善法」が施行されます

これまででは障害年金を受ける権利が発生したときに、受給権者によって生計を維持している配偶者やお子さんがいる場合で、障害等級が 1 級または 2 級に該当する方に加算を行っていましたが、平成 23 年 4 月より、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった配偶者やお子さんがある場合にも届け出によって加算を行うこととなります。

### 【平成 23 年 3 月までは】

○受給権発生時に既に生計を維持する配偶者やお子さんを有している場合には、受給権発生時（※）から加算の対象になります。

※今までは受給権発生時における生計維持関係を確認していました。

### 【平成 23 年 4 月からは加算の範囲が拡大されます！】

○平成 23 年 4 月 1 日より前において、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子さんを有している場合には、法施行時（※）から加算の対象になります。

※平成 23 年 3 月 31 日における生計維持関係を確認することになります。

○平成 23 年 4 月 1 日以降において、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子さんを有することになった場合は、その事実が発生した時点（※）から加算の対象になります。

※婚姻、出生などの事実が発生した日における生計維持関係を確認することになります。

これにより、障害基礎年金の子加算の運用についても見直しが行われます。

児童扶養手当は、お子さんが障害基礎年金の子加算の対象である場合は支給されませんが、平成 23 年 4 月以降は、児童扶養手当が障害基礎年金の子加算額を上回る場合においては、年金受給権者とお子さんの間に生計維持関係がないものとして取り扱い、子加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能となります。

※両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害（国民年金または厚生年金保険法一級相当）の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更が可能となります。

母子世帯や父子世帯の方は、児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更ができません。

### ◆各種問い合わせ

●ねんきんダイヤル：0570-05-1165（IP 電話・PHS からは 03-6700-1165）

受付時間 月曜日から金曜日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分、第 2 土曜日：午前 9 時 30 分～午後 4 時

※ただし月曜日（月曜日が休日の場合火曜日）は午後 7 時まで受け付け

※日曜・祝日はご利用いただけません

●児童扶養手当額や児童手当制度に関すること 住民課厚生係 内線 232

## ◎「ねんきん定期便」をお届けしています

日本年金機構では、21 年度より、皆さんの保険料納付実績などを記載した「ねんきん定期便」を毎年誕生月に送付しています。受け取った際には、加入記録・記載内容を十分に確認し、訂正がある場合は、同封の「年金加入記録回答票」に記入して、返送してください。

**重要**

水色の用紙の「年金加入記録回答票」が同封されている方は、「もれ」や「誤り」の有無にかかわらず回答していただく必要があります。同封の返信用封筒で、返送をお願いします。

### ねんきん定期便に関する問い合わせ

- ねんきん定期便専用ダイヤル：☎0570-058-555 (IP 電話・PHS からは 03-6700-1144)  
 受付時間：月曜日から金曜日 午前9時～午後8時、第2土曜日 午前9時～午後5時

※日曜・祝日はご利用いただけません。また、「ねんきん特別便」に関する問い合わせも、この番号で引き続き受け付けています。



## 国保だより

■ 問い合わせ 住民課国保年金係 内線 235

### 70歳以上75歳未満の方の自己負担割合が1割に据え置かれました

70歳以上75歳未満の方(※)の自己負担割合については、平成23年4月から2割に引き上げられることになっていましたが、平成23年4月から24年3月末までの一年間、1割に据え置かれることになりました。

○新しい高齢受給者証は、3月に発送しましたのでご確認ください。

なお、古い高齢受給者証は、国保年金係または、各出張所にお返しください。

○高齢受給者証は、通常の一斉更新の都合上、有効期限が平成24年7月31日までとなっています。

◆「相互扶助」で成り立つ国保制度です。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

◆国保税は国保制度の重要な財源です。被保険者の皆さん、納め忘れのないようご注意ください。

◆国保税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

※その他、国民健康保険証や制度について分からないこと、疑問に思うことなど、いつでもご相談ください。

※すでに3割をご負担頂いている方、障害認定を受けて後期高齢者医療制度の被保険者となった方は除きます。

### 合併処理浄化槽の普及促進に向けて ～住みよい暮らしと島の環境を守るために～

■ 問い合わせ  
企画財政課浄化槽推進係  
内線 307

#### ご利用ください！浄化槽利用の便利な制度

##### ●八丈町合併処理浄化槽設置補助事業

家屋を新築するときや、新たに合併処理浄化槽を設置しようとする方に補助します。なお、浄化槽の設置は、浄化槽工事業に登録済の事業者へ依頼し、設置工事を行う前に、必ず補助金交付申請をしてください。

##### 対象条件

- ①専用住宅または主に住居を目的とした住宅で、小規模店舗を併設した住宅に設置する場合
- ②建築確認書で住居として確認を受けたもの、または住居への浄化槽設置の届け出の審査を受けたもの
- ③専用住宅などを借りている方が設置する場合で、賃借人の承諾が得られた場合

##### ●八丈町浄化槽清掃作業経費の住民負担軽減措置

浄化槽の清掃作業に要する経費のうち、浄化槽汚泥を収集、運搬するために要する経費の一部を1年度につき1回負担します。

##### 対象条件

- ①環境大臣が指定する構造に適合する浄化槽であること
  - ②事業所以外の住宅（主に住居として使用されているもの）および小規模店舗が併設されている住宅に設置されているもの
  - ③浄化槽法に基づき、保守点検（法第10条）、清掃（法第10条）、法定検査（法第7条・11条）を実施しているもの
- ◎審査などに時間を要する場合があるので、設置、清掃の前に必ず申請書を提出してください。

◎申請者に、町税、保育料、水道使用料、病院使用料などの滞納または、未納がある場合、設置補助や軽減措置の対象になりません。

### 町長上京日記 2月

6日～8日

- ANA822 便で上京
- 国土交通省局長へ要望活動
- ANA823 便で帰島

22日～24日

- ANA822 便で上京
- 第48回東京海区漁業調整委員会
- 東京都知事表敬訪問

- 東京都土地改良事業団体連合会  
理事会・通常総会
- ANA823 便で帰島

# 税のお知らせ

■問い合わせ 税務課税務係 内線 221

## 固定資産税(土地・家屋)の縦覧・閲覧

ご自身の固定資産と比較できるように、他の土地や家屋（土地のみをお持ちの方は土地、家屋のみをお持ちの方は家屋）の価格（評価額）をみることができます。

### ○縦覧できる方

縦覧できる方	必要なもの
① 平成23年1月1日時点で町内に課税されている土地や家屋を所有している方	I 免許証や保険証など本人を確認できるもの（所有者が法人の場合は、申請書に代表者印を押していただくか、お越しの方に委任状が必要です）
② ①の方が亡くなっている場合はその相続人	II ①の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本（コピー可）などで相続確認できるもの、免許証や保険証などの本人を確認できるもの
③ ①②の方から委任されている方	III ①②の方からの委任状と免許証や保険証など本人を確認できるもの ※②の方からの委任状の場合は、IIに掲げる書類も必要です

### 【縦覧内容】

- 土地 所在・地番・地目・地積・価格
- 家屋 所在・家屋番号・用途・構造・床面積・価格

### 【注意事項】

- 縦覧帳簿には所有者の名前は記載されていませんので、必ず地番または家屋番号を指定してください
- ご自身所有以外の土地や家屋については、所有者の名前や評価の内容をお知らせすることはできません
- 混雑時などにお待ちいただくこともありますので、ご協力をお願いします

【手数料】 ●無料

課税台帳（納税義務者本人または被相続人および権利を有する土地、家屋）の閲覧または、証明（税額は記載されません）の申請をすることができます。

### ○証明を申請できる方

申請できる方	必要なもの
① 町内に土地や家屋を所有している方	I 免許証や保険証など本人を確認できるもの（所有者が法人の場合は、申請書に代表者印を押していただくか、お越しの方に委任状が必要です）
② 町内の土地や家屋を有償で借りている方（賃貸借契約書に借借人として記載されている方、登記簿に賃借権などの権利人として記載されている方）	II 賃貸借契約書（コピー可）または登記簿謄本（登記簿に賃借権などの権利人として記載されている方、コピー可）、免許証、保険証など本人を確認できるもの ※申請の際は、必ず地番や家屋番号を指定してください
③ ①の方が亡くなっている場合は、その相続人	III ①の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本（コピー可）などで相続確認できるもの、免許証、保険証など本人を確認できるもの
④ ②の方のうち、賃借権などの権利人として登記されていて、なおかつ権利人が亡くなっている場合は、その相続人（賃貸借契約書のみの方は該当しません）	IV ②の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本、保険証、免許証など本人を確認できるもの ※申請の際は、必ず地番や家屋番号を指定してください
⑤ ①③の方から委任されている方	V ①③の方からの委任状と免許証など本人を確認できるもの ※③の方からの委任状の場合は、IIIに掲げる書類も必要です
⑥ ②④の方から委任されている方	VI ②④の方からの委任状と免許証や保険証など本人を確認できるもの ※②の方からの委任状の場合は、IIに掲げる書類も必要です ※④の方からの委任状の場合は、IVに掲げる書類も必要です
⑦ 所有者など総務省令で定められた固定資産を処分する権限を持つ方	VII 裁判所が選任したことを示す書類や商業登記簿などの権利を示す書類が必要です
⑧ 民事訴訟費用に関する法律のうち、訴えの提起や、控訴の提起などの申し立てをする方	VIII 裁判所に提出する訴状などの関係書類が必要です

【手数料】 ●同一所有者で土地3筆または家屋3棟まで300円

■場 所 税務課税務係 固定資産税担当 内線224

■期 間 4月1日(金)～5月31日(火) ※土・日・祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分

### 納め忘れはありませんか

平成 22 年度分の町税などが未納の方は、至急納付してください。納付書を紛失された場合は、再発行します。

皆さんに納めていただいている税金は、町民一人ひとりの生活のさまざまな場面で役立ち、安全で、豊かで便利な生活が送れるように社会を支えています。このまま税金の滞納が増えると町の事業や、皆さんへのサービスの低下につながります。

国保税を滞納している方には、保険証を返還してもらい、代わりに資格証明書を交付しています。この場合、医療費は全額自己負担となりますので、ご注意ください。

納税についての相談は、早めに税務課までご連絡ください。

### 固定資産税課税明細書の送付

平成 23 年度固定資産税課税明細書は、納税通知書に同封して 5 月に送付します。ご自分の固定資産に相違がないか、ご確認ください。

### 町都民税・所得税の確定申告

平成 22 年分の町都民税、所得税の確定申告は、期限が過ぎています。まだ申告されていない方は、すみやかに申告を済ませてください。

## 法的なトラブルのご相談は都庁の 島しょ法律相談へ

東京都では、島しょに居住される方々が、法的なトラブルに出会った時のために、電話による弁護士の無料法律相談を行っています。相談者のプライバシーは、固く守られていますので、安心してご相談ください。

- 相談日時 月・水・金曜日 午後1時～4時  
(祝日・12月29日～1月3日の閉庁日を除く)
- ※当日お待たせしないために、事前の予約も受け付けています。
- 事前予約 月～金曜日  
(祝日・12月29日～1月3日の閉庁日を除く)
- 予約受付時間 午前9時～午後5時

#### 平成23年度（上半期）島しょ法律相談カレンダー

4月	1(金)・4(月)・6(水)・8(金)・11(月)・13(水)・15(金)・18(月)・20(水)・22(金)・25(月)・27(水)
5月	2(月)・6(金)・9(月)・11(水)・13(金)・16(月)・18(水)・20(金)・23(月)・25(水)・27(金)・30(月)
6月	1(水)・3(金)・6(月)・8(水)・10(金)・13(月)・15(水)・17(金)・20(月)・22(水)・24(金)・27(月)・29(水)
7月	1(金)・4(月)・6(水)・8(金)・11(月)・13(水)・15(金)・20(水)・22(金)・25(月)・27(水)・29(金)
8月	1(月)・3(水)・5(金)・8(月)・10(水)・12(金)・15(月)・17(水)・19(金)・22(月)・24(水)・26(金)・29(月)・31(水)
9月	2(金)・5(月)・7(水)・9(金)・12(月)・14(水)・16(金)・21(水)・26(月)・28(水)・30(金)

- 予約・問い合わせ 東京都生活文化局広報広聴部  
都民の声課 電話 03-5388-2245

## 悪質な投資勧誘にご用心！

最近、株式や社債、ファンドなどの取引に関し、高齢者を中心に詐欺的なトラブルが多数発生しています。よくわからない商品には手を出さず、一人で悩まず早めにご相談ください。

- 問い合わせ 財務省東京財務事務所  
理財第5課（未公開株取引など） 電話 03-5842-7016  
理財第6課（ファンド取引など） 電話 03-5842-7145  
金融庁金融サービス利用者相談室  
電話 0570-016811 / 03-5251-6811

## 東京都島しょ部における 法律相談について

第二東京弁護士会では東京都島しょ部在住の方を対象とした、電話による無料法律相談を行っています。相談の実施期間は平成23年4月～9月まで毎月1回で、実施日や時間は下記のとおりです。完全予約制です。事前下記までお電話ください。

- 実施日 4月22日(金)・5月27日(金)  
6月24日(金)・7月22日(金)  
8月26日(金)・9月30日(金)
- 予約受付時間 平日午前9時15分～午後5時15分  
(相談日の前日午後3時までにお電話ください)
- 相談実施時間 各日午前10時～正午  
1件あたりおおむね20分
- 問い合わせ・申し込み  
第二東京弁護士会法律相談センター  
電話 03-3592-1855

## 『表示登記の日』無料相談

土地・建物の調査・測量、境界問題および不動産の表示登記の相談を受け付けます。この機会をぜひご利用ください。

- 日 時 4月11日(月) 午前10時～午後4時
- 場 所 高橋司法書士事務所 電話 2-1086  
三根 12-4 スカイトウン 3-7
- 相談担当 東京土地家屋調査士会 七島支部 斎藤 孝道  
東京司法書士会 七島支部 高橋 富雄
- 後 援 東京法務局

## 借金の返済でお悩みの方へ

東京財務事務所では、無料の多重債務相談窓口を開設しています。専門相談員が相談を受け、必要に応じ法律の専門家に引き継ぎを行っています。個人の秘密は厳守します。まずはお電話ください。

- 受付時間 平日 午前9時～正午・午後1時～5時
- 問い合わせ  
関東財務局東京財務事務所多重債務相談窓口  
電話 03-5842-7475 (直通)



# 環境だより

■問い合わせ 住民課環境係  
内線 233・234

## ◆ 一般廃棄物処理手数料は納めましたか？

八丈町では事業所が事業活動に伴う一般廃棄物の減量などを目的に1kgにつき4円の一般廃棄物処理手数料（清掃手数料）を納付することになっています。まだ平成22年度の清掃手数料を納めていない事業者は、すみやかに納付をお願いします。

また、ごみの排出量の増減や、新たに事業を始められた事業者は、「廃棄物等処理申出書」を提出してください。

## ◆ ごみは責任をもって、正しい分別と出し方を

ごみは正しい分別と出し方で出さないと、収集しません。収集されなかったごみは、一度持ち帰り正しく分別してから出すようにしてください。

また、無記名で分別されていないごみについては、町担当職員が分別などの確認や指導を目的に、中身を調べます。ごみは正しい分別と出し方で出さないと、近隣住民の方々の迷惑となりますのでご理解とご協力をお願いします。

## ◆ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶・プラズマ式）、冷蔵庫および冷凍庫、洗濯機および衣類乾燥機の家電4品目は家電リサイクル法により、廃棄する場合は適正に処理しなければなりません。

現在、(財)家電製品協会が海上運搬費の一部を助成しています。ただし、郵便局券を使用しリサイクル料金を振り込んだ場合、助成の対象外となるのでご注意ください。

7月24日（日）からの地上波完全デジタル化に伴う買い替えによって、テレビの廃棄が多くなっています。同時に家電品の不法投棄が見られるようになりました。不法投棄に関しては警察などと連携し不法投棄者を特定します。不法投棄は1,000万円以下の罰金または5年以下の懲役、もしくは両方を科せられます。

右の写真は、中之郷埋立処分場の受付時間外に入口の外側に投棄されたテレビです。3月4日（金）に警察へ通報し、捜査中です。



## ◆ ヤンバルトサカヤステ対策

ヤステの移動がまだ見られる地域があることから、平成23年度は4月より来年3月まで、家屋への侵入防止のための薬剤（コイレット・3kg入）の引換券または助成券を配付します。ただし、自然環境を考慮し乱用防止のため、引換券または助成券は1か月経過しなければ、配布しません。また、薬剤は家屋の周囲に散布し、侵入防止を目的としています。畑など他の場所に散布しないでください。

大賀郷地域にお住まいの方は住民課環境係、他の地域にお住まいの方は各出張所で引換券または助成券を受け取り、農協の各店および伊勢崎富次朗商店で薬剤とお引き換え、またはご購入ください。詳しくは、八丈町ホームページ（<http://www.town.hachijo.tokyo.jp/>）内の「各課からのお知らせ」>「住民課」をご覧ください。

シリーズ  
ワンポイント

## 管理型最終処分場



### ● 第28回 八丈島一般廃棄物管理型最終処分場

#### 建設工事内容（その7） ●

##### <防災調整池工事②>

防災調整池の能力は、その区域の集水対象面積および降雨の状況、放流する河川の流下能力や地表の状況などから決まってきます。

八丈島一般廃棄物管理型最終処分場で造られる調整池では、全体の面積38ha、調整池の流入区域面積5.43ha、降雨の状況は八丈島の30年確率降雨強度の実績を用いています。



# 母子保健

■ 問い合わせ・申し込み ▶ 健康課保健係 ☎ 2-5570

**今月の健康診査** 会場:保健福祉センター ※健診の対象者には個別通知します

- 1歳6か月健康診査 4月12日(火) 午後1時～1時15分受付  
○対象 平成21年8月23日～平成21年10月12日生まれの幼児
- 4歳児歯科健康診査 4月19日(火) 午前9時15分～10時受付  
○対象 平成19年1月27日～平成19年4月19日生まれの幼児
- 3～4か月乳児・産婦健康診査 4月26日(火) 午後1時15分～1時45分受付  
○対象 平成22年11月16日～平成23年1月26日生まれの乳児とその産婦



**こども心理相談(要電話予約)** 会場:保健福祉センター

4月12日(火) 午前9時～午後4時 ○対象 1歳6か月以上の未就学児  
言葉が遅い・落ち着きがない・身体の動きがぎこちない・癖が気になるなど心配なことがありましたら、専門の心理相談員が相談に応じます。

**すくすく相談(要電話予約)** 会場:保健福祉センター

4月18日(月) 午前9時30分～11時30分  
日頃の子育ての疑問や心配事などに保健師・管理栄養士・歯科衛生士が相談に応じます。母子健康手帳をご持参ください。

**両親学級(要電話予約)** 会場:保健福祉センター

日時:下記4回コースで行います。  
新しい命を迎える準備をしましょう。お母さんの体調が良い時にいらしてください。お父さんも歓迎します。  
1回目 4月 7日(木) 午後1時30分～3時30分 妊娠中の生活(生活の工夫、歯の健康)  
2回目 4月13日(水) 午後1時30分～3時30分 お母さんと赤ちゃんの栄養  
3回目 4月21日(木) 午後1時30分～3時30分 お産を迎える準備(お産の進み方、呼吸法)  
4回目 4月28日(木) 午後1時30分～3時30分 赤ちゃんの健康(健診・病気について、沐浴)、マタニティ体操

## 子ども家庭支援センターからのお知らせ

開館日 平日 午前9時～午後5時 土・日・祝日はお休みです

### ●交流ひろばの催し●

毎週水曜日 午前10時20分～

- 親子で楽しめる催しを企画しています。ぜひお越しください！  
4月 6日(水) 親子で遊ぼう  
13日(水) 製作・こいのぼり  
20日(水) 壁面装飾  
27日(水) 島料理(とびうお) ほか
- そのほかの催し  
4月 5日(火) 絵本&紙芝居 午前10時30分～  
15日(金) おりがみ遊び 午前10時30分～  
25日(月) ほのぼの健康相談 午前10時～11時30分

●就学前のお子さんの身体測定 18日(月)～22日(金)

- ※水曜日は催し時間以外になります
- ※母子健康手帳を持参してください

■問い合わせ 子ども家庭支援センター☎ 2-4300 / 2-2788

## 定期予防接種のお知らせ

DPT三種混合集団接種 (I期)

■日時:4月12日(火) 午後3時～3時30分

予約制予防接種

■日時:4月13日(水)・27日(水)  
午後2時30分～3時

※都合により町の集団接種(BCG・ポリオを除く)を受けられない方は、予約制で接種を受けましょう。受付締切は接種希望日の1週間前です。

■場所:町立八丈病院小児科

■予約受付・問い合わせ:

健康課保健係 ☎ 2-5570

## 予防接種日程および予約方法の変更について

平成22年度まで町立八丈病院小児科では第2・第4水曜日の午後2時から予防接種外来を行っており、予防接種の予約は電話または健診の合間に受け付けていましたが、ヒブや肺炎球菌を始めとした予防接種の増加から、以前のような対応が難しくなりました。そのため、平成23年4月から下記のように変更します。

- 日程 毎月 第2・第4木曜日 午後3時～ (小児科外来)  
自費の予防接種(例 ヒブ、肺炎球菌、おたふく、みずぼうそうなど)
- 予約方法 申込用紙による申し込み  
(小児科外来前に申込用紙および受付箱を設置します)
- 予防接種相談ほか  
ヒブ・肺炎球菌を複数回接種するお子さんや、海外渡航前で多種類のワクチン接種が必要なお子さん、あるいは予防接種に関する相談は毎週木曜日 午後4時～(小児科外来)を開きますので、ご来院ください。

■問い合わせ 町立八丈病院小児科 電話 2-1188

# 教育委員会だより

問い合わせ ▶ 教育課庶務係 ☎ 2-0797

## 今月の学校行事

・始業式	6日(水) 全小・中学校	・修学旅行	20日(水)～24日(日) 富士中学校
・入学式	6日(水) 全小学校		21日(木)～25日(月) 大賀郷中学校
	7日(木) 全中学校		22日(金)～26日(火) 三原中学校

## 見守りのポイントは……睡眠と食事

「みんな悩んで大きくなった」古代ギリシャから現代まで、偉大な哲学者・思想家もみんな若いときには大いに悩んだのだ、ということばを聞いてほっとしたことがあります。「つらいのは自分だけじゃないんだ」「みんながいるんならことで苦しんでいるんだ」そう思うと、悩みがタネが消えたわけではないのに、少し心が軽くなります。何が正しいのか、自分はどう生きたらいいのかと悩むことは、人間として成長している証しなのです。

4月、新しいステージでの生活が始まります。希望が大きいほど不安も大きく、容姿のこと、家族のこと、自分はみんなから嫌われているのじゃないか、がんばっても成績が伸びない……など、どれも本人には深刻な問題で、時には「眠れない」「食欲がない」ということにもなります。しかし、「みんな悩んで大きくなった」のです。もがき、苦しみながらつかんだことは、その後の人生の支えになります。だから、悩むことで人は成長していくので、まずはあたたかく見守りましょう。

ただ、「安眠できているか」「食事がしっかりとれているか」は大切なポイントで、まわりの大人がいていないに見ていかなければなりません。じゅうぶんな睡眠で疲労を回復し、楽しく食事することで成長のエネルギーを確保できるように環境を整えることが、保護者の仕事です。眠れない、食欲がないという訴えが、生活のリズムを壊しているようなら、専門家に相談しましょう。  
(教育相談員 伊藤 宏)

- ◆八丈町教育相談室 ☎(2) 0591 毎週火・金曜日:午前8時30分～午後5時
- ◆東京都教育相談センター ☎03(5800) 8008 月曜日～金曜日:午前9時～午後9時 土・日・祝日:午前9時～午後5時
- ◆東京都児童相談センター ☎03(3202) 4152(よここに) 平日 午前9時～午後8時 土・日・祝日 午前9時～午後5時30分



## 図書館からのお知らせ

- 図書館を利用するには  
図書館で本やDVDなどを借りるには、『図書貸出カード』が必要です。このカードは図書館カウンターで申込用紙を記入することで、すぐに発行されます。なお申し込み手続きの際はご本人の確認ができるもの(免許証や保険証)が必要となります。(小さなお子さんの場合も確認しています)
- 今月のおはなし会 9日(土)午前10時～11時 こどものほんのへや
- 休館日 毎週月曜日・28日(木・館内整理日)・29日(祝・昭和の日)
- 開館時間 午前9時30分～午後5時
- 新着図書 \*詳しくは八丈町ホームページをご覧ください。ほぼ毎週更新しています\*  
『そういうものだろ、仕事っていうのは』重松清ほか著 『やわらかなレタス』江國香織著  
『楽しく遊ぶ学ぶふしぎの図鑑』白数哲久監修 『ほんなんてだいきらい!』マイケル・エンバリー絵
- 問い合わせ 教育課生涯学習係 ☎2-0797

## 楽しく話して覚える英語 英会話教室生徒募集!

### 受講資格

八丈町に住んでいる小学生以上の方

### クラス

- 学生の部 小学生、中学生
- 一般の部(高校生含む) 初、中、上級
- ベビークラス 幼児同伴可能なクラス

### 受講場所

三根・大賀郷・中之郷公民館

### 応募方法

教育課、各出張所にある申込書に記入して教育課または各出張所に提出してください。

※メールアドレスをお持ちでない方は、返信用封筒が別途必要です。(あて先を記入し、80円切手を張り付けてください。)

応募締切 4月15日(金)

### 問い合わせ

教育課生涯学習係 電話 2-0797



観光 おじゃれ 11 万人

■ 問い合わせ 産業観光課観光商工係 内線 267・268

# 家庭菜園教室のお知らせ

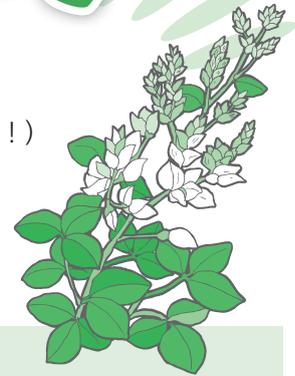
4月23日(土) えこ・あぐりまーと

■ プログラム

午後1時～3時 家庭菜園、ハーブ園教室 (先着15名様に野菜の苗プレゼント!)  
花遊び倶楽部体験教室 (材料費500円)

※観光客の皆さんにはあしたばの苗をプレゼント!

■ 問い合わせ えこ・あぐりまーと 電話 04996-7-1808



主な行事予定

5月 春の交通安全パレード ..... 15日(日)

来島者数・観光客数推計

	空 路		海 路		合 計		観光客 (推計)		前年比
	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	
4月	6,583	6,593	782	626	7,365	7,219	5,092	4,991	2.0%
5月	7,972	8,314	1,589	1,712	9,561	10,026	9,130	9,574	▲4.6%
6月	5,312	5,610	1,275	961	6,587	6,571	4,979	4,967	0.2%
7月	9,139	9,179	2,124	2,947	11,263	12,126	8,651	9,218	▲6.2%
8月	14,330	13,120	3,959	4,805	18,289	17,925	15,399	15,093	2.0%
9月	8,566	8,782	1,516	1,372	10,082	10,154	8,403	8,463	▲0.7%
10月	6,880	7,220	997	731	7,877	7,951	5,203	5,252	▲0.9%
11月	7,606	6,758	902	1,025	8,508	7,783	5,902	5,399	9.3%
12月	7,495	7,120	599	670	8,094	7,790	4,792	4,612	3.9%
1月	6,684	6,262	634	376	7,318	6,638	4,581	4,155	10.3%
2月	6,423	5,987	765	409	7,188	6,396	3,886	3,458	12.4%
計	86,990	84,945	15,142	15,634	102,132	100,579	76,018	75,182	1.1%

4月の航路ダイヤ

【東海汽船】 電話 2-1211  
三宅島・御蔵島経由 東京竹芝-八丈島  
「かめりあ丸」・「さるびあ丸」  
(東京竹芝発 22:20) (八丈島発 10:00)

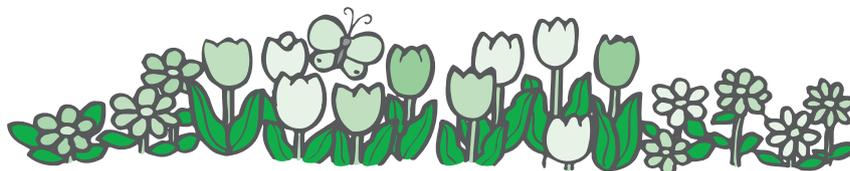
【東京愛らんどシャトル】 空席状況アドレス (東邦航空ホームページ)  
<http://www.tohoair.co.jp/business/dummyindex2.htm>  
…詳しくは ☎ ・東邦航空予約センター 電話 2-5222  
・問い合わせ 電話 2-5200

【ANA】 TEL 0570-029-222

便名	羽田発	八丈島着	機種
821	7:40	8:30	B735
823	11:35	12:25	B73P
829	15:55	16:45	A320

便名	八丈島発	羽田着	機種
822	9:00	9:55	B735
826	14:15	15:10	B73P
830	17:20	18:15	A320

	普通運賃	往復割引 (片道)
羽田=八丈島	19,870円	12,770円
B735	B73P	A320
	126人	120人
		166人



# お知らせ掲示板



## 八丈町立保育園からのお知らせ

本年3月まで八丈町立保育園の園長は八丈町長が務めていましたが、4月より現任の保育士（統括係長）を各保育園の園長として配置します。現場に即する保育を行うことで地域に根ざした保育サービスの向上を図ってまいりますので、今後とも保育園の運営にご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

### ●新園あおぞら保育園 開園のご案内

八丈町では平成23年4月1日（金）、坂上の南海保育園・真砂保育園・末吉保育園を統合し、旧中之郷小学校跡地に新園あおぞら保育園を開園します。あおぞら保育園では、新たに3歳未満児クラスを加えた「年齢別保育」のほか、「一時保育」と「こどもひろば」を実施し、また、坂下3園と同様、早朝・残留保育を含む「保育園の11時間開園（午前7時30分～午後6時30分）」と保護者の必要時に応じた「土曜保育」（どちらも要申込）を実施します。「一時保育」および「こどもひろば」は保育園に入園中でないお子さんでもご利用いただけるサービスですので、ぜひこの機会にご利用ください。なお、「一時保育」および「こどもひろば」は登録制です。ご登録の際は下記を参照のうえ、あおぞら保育園へ申し込みください。

あおぞら保育園での登録受付は4月1日（金）からです。ご利用は入園式以後の4月6日（水）からですのでご注意ください。

**あおぞら保育園 所在地 東京都八丈島八丈町中之郷2612番地1 電話 04996-7-0083**

施設予定職員数	園長	副園長	保育士		調理員	合計
			正職員	臨時職員		
	1	1	5	1	2	10
在籍予定数 (4月1日現在)	1歳6ヶ月児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	3	2	17	10	11	43

※保育士1人により保育できる児童数は1歳6か月児3人、2歳児6人、3歳児20人、4歳児30人、5歳児30人です。

### ●一時保育

育児をしている方が、冠婚葬祭や病院への通院など、何らかの理由で子どもを預ける事情がある場合に実施します。

☆八丈町に住所を有する満1歳から就学前までのお子さんが対象です。

- 利用時刻は午前9時～午後5時です。
- 平日のみのご利用で、土・日・祝日は実施しません。  
(同時刻にお子さんを3人までお預かりできます。)

- ご利用の際は必ずご登録をお願いします。
- 一時保育について必要なものはあらかじめご持参ください。(右記参照)
- ※飲み物は十分な量を準備し、預ける時間にお昼をはさむ場合、お子さんの食べ物も忘れずにご用意ください。

- 1人のお子さんにつき1日4時間、1週間に3回ご利用できます。  
(子ども家庭支援センターの一時預かりと併用が可能です。)
- 利用料は、お子さん1人につき1時間350円（一時預かりと同額）です。
- ご予約は、原則としてご利用の1か月前から2日前までの間にお願いします。  
事前にあおぞら保育園へ問い合わせのうえ、ご来園いただき申し込みください。  
なお、電話のみでの申し込みは受け付けていませんのでご注意ください。
- 一時保育で汚れたもの（使用済みのおむつなど）は必ずお持ち帰りください。

#### 一時保育で持参するもの

- ①着替え一式
  - ②おむつセット
  - ③ごみ袋
  - ④飲み物（水筒）
  - ⑤フェイスタオル 1枚
  - ⑥ハンドタオル 1枚
  - ⑦ティッシュ
  - ⑧パジャマ
  - ⑨歯磨きセット
  - ⑩一時保育健康状態
  - ⑪一時保育利用確認書
- ※⑩⑪は登録時に配布します  
※ごみはすべてお持ち帰りください

### ●こどもひろば

園庭および保育室の一室を開放し、親子と地域の方々とのふれあいの場、交流の場を提供します。

☆0歳から就学前のお子さんがある親子が対象です。

- 登録制です。事前にあおぞら保育園へ申し込みください。なお一時保育を登録済みの方は登録不要です。
- こどもひろばは、園庭開放も含まれています。毎週、火曜日と木曜日の2日間実施します。
- 利用時間は午前9時～午前10時50分、午後3時～午後4時です。園児のお昼寝の間はご利用できません。
- 保育園の都合により、ご利用をお断りする場合があります。あらかじめご了承ください。

■問い合わせ あおぞら保育園 電話 7-0083 ※4月1日（金）開園のため3月中はつながりません

## 平成23年度の介護保険料について

■問い合わせ 健康課高齢福祉係 電話2 - 5570

介護保険制度の第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料は、被保険者本人の課税状況および所得の状況ならびに被保険者の属する世帯の課税状況によって、第1段階から第8段階まで設定されています。

### ●保険料の納期と納め方

年金から天引きされる方(特別徴収)および納付書などにより納めていただく方(普通徴収)の平成23年度の保険料と納期は、表①・②のとおりです。

平成23年度特別徴収のうち、4・6・8月の特別徴収分(仮徴収期間)は、平成22年度分の税情報などを基に算出し、10・12・2月の特別徴収分(本徴収期間)は、6月の本算定(年額決定)により決定されます。また、年齢到達(65歳)してすぐの方や転入されてすぐの方は、年金からの天引きがすぐに開始できないため、天引きが開始されるまでは納付書で収めていただくこととなりますのでご注意ください。

平成23年度の保険料(年額決定)に関する通知は、6月下旬から7月上旬にかけて送付しますので、お手元に届きましたら内容をご確認ください。

介護保険制度では、保険料の滞納に対して厳しい罰則(保険給付費の減額やサービスの一時差し止めなど)がありますので、納め忘れなどにご注意ください。詳しくは表③のとおりです。

表① 平成23年度介護保険料(第1号被保険者)

段階区分	対 象 と な る 方	保険料率	保 険 料	
			月額(円)	年額(円)
第1段階	生活保護および老齢福祉年金受給者で市町村民税が世帯全員非課税の方	基準額×0.5	2,075	24,900
第2段階	市町村民税が世帯全員非課税で、年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.625	2,593	31,100
第3段階	市町村民税が世帯全員非課税で、第2段階以外の方	基準額×0.75	3,112	37,300
第4段階	市町村民税が本人非課税であるが、世帯の他者に市町村民税が課税されている方で、年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.875	3,631	43,500
第5段階	市町村民税が本人非課税であるが、世帯の他者に市町村民税が課税されている方で、第4段階以外の方	基準額×1.0	4,150	49,800
第6段階	市町村民税が本人課税で、合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.125	4,668	56,000
第7段階	市町村民税が本人課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.25	5,187	62,200
第8段階	市町村民税が本人課税で、合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5	6,225	74,700

※年額における100円未満は切り捨てています。(例:30,375円⇒30,300円)

※第4期介護保険事業計画において介護保険料基準額は、平成21年度4,050円、平成22年度4,100円、平成23年度4,150円となります。

表② 平成23年度介護保険料の納期限など(第1号被保険者)

特 別 徴 収					
天 引 き さ れ る 月					
1期	2期	3期	4期	5期	6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月

普 通 徴 収							
期 別 ご と の 納 期 限							
1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
8月1日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月26日	1月31日	2月29日

表③ 保険料の滞納に対する罰則

滞納期間	1年以上1年6か月未満 (支払い方法の変更)	1年6か月以上2年未満 (保険給付の一時差し止)	2年以上 (給付額減額)
罰則内容	介護サービス利用時に、利用料を全額自己負担していただくこととなります。その後、保険給付分(原則9割)を払い戻し(償還払い)します。	保険給付分(原則9割)の払い戻しを一時差し止めます。納付の意思がなく、滞納し続けた場合には、さらに差し止めた給付額から滞納している保険料を差し引くことがあります。	介護保険料を2年以上滞納した場合は、利用者負担割合が本来の1割から3割に引き上げられます。また、高額介護サービス費などの支給が受けられなくなります。

## 東京都知事選挙 投票日 4月10日(日)

■投票日時 4月10日(日) 午前7時～午後8時

■投票所 三根公民館・大賀郷公民館・榎立公民館・中之郷公民館・末吉公民館

■開票日時 当日午後9時から ■開票所 八丈町保健福祉センター

※開票は一般の方も参観することができます。午後8時45分までに開票所へお越しください。

●期日前投票を4月9日(土)まで、町役場総務課で、午前8時30分から午後8時まで受け付けています。仕事やレジャーなどで投票所へ行けない方は、「投票所入場券」裏面の記載事項をご記入のうえ、期日前投票をご利用ください。

※「投票所入場券」が無くても、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

「不在者投票」などについては広報はちじょう3月号をご覧ください。

### ～投票に行こう！あなたと東京のために～

■問い合わせ 八丈町選挙管理委員会(総務課内) 内線215

### 榎立・中之郷地域 敬老会 開催!

■問い合わせ 健康課高齢福祉係 電話 2-5570

高齢者の町民の方々への感謝と長寿をお祝いする敬老会を開催します。

●日時 4月17日(日) 午前11時～

●場所 榎立地域 榎立公民館

●対象者 70歳以上(昭和17年4月1日以前に生まれた方)

中之郷地域 中之郷公民館

### 女性のがん検診変更のお知らせ

■問い合わせ 健康課保健係(保健師) 電話 2-5570

八丈町では、より受診しやすく、より精度を高めた検診に向け、平成23年度より、子宮がんと乳がんの検診を、別々の期日に実施します。

■子宮がん検診は5月から9月まで期日を定めて、年代別予約制で実施します。

■乳がん検診は、視触診とマンモグラフィーに加え、エコー検査も加わり一括実施します。

検診日は平成24年3月7日(水)・8日(木)・9日(金)・10日(土)の予定です。

どちらの検診も、予約受付期間を拡大して受けることができるようになりました。

詳しくは、今月号広報はちじょうに折り込むチラシをご覧ください。

### 妊婦健康診査受診票についてのお知らせ

■問い合わせ 健康課保健係 電話 2-5570

八丈町では、母子手帳の交付時に妊婦健康診査受診票を14回分発行しています。また、平成23年4月1日より、2回目以降の検査項目にHTLV-1抗体検査が追加されます。なお、平成23年3月31日までに発行された、妊婦健康診査受診票をお持ちの方も同様に検査項目が追加されますので、引き続きご使用ください。

### 島外の医療機関へ通院される方への交通費一部助成について

島内の医療機関では治療できないなどの理由で島外の医療機関を受診される下記の方に対して交通費の一部を助成します。詳しくは、下記へお問い合わせください。

○助成対象者 難病患者と認定された医療券をお持ちの方で、その疾病の治療などで受診する方  
身体・知的・精神障害者の手帳をお持ちの方でその障害のための治療などで受診する方  
その他、島外の医療機関へ通院する必要があると島内の医師が認めた方  
(手術・カテーテルの治療や検査、またMRI検査などが必要な方)

○助成額 毎年4月1日から翌年3月31日までの間に13,000円(1年度につき1回)

○申請方法 島内の医療機関で証明書を発行してもらい保健福祉センターにある所定の用紙で申請

■問い合わせ 健康課保健係 2-5570

### ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン 肺炎球菌ワクチン予防接種の 公費助成がはじまります

八丈町では、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・肺炎球菌ワクチンの予防接種費用について、4月から公費助成(一部)を開始します。

希望される方は直接島内医療機関へ申し込みください。

#### ■必要な接種回数

直接医療機関へお問い合わせください

#### ■公費助成対象者

- ・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン  
0歳から4歳までの児童で町立八丈病院で接種したもの
- ・肺炎球菌ワクチン  
65歳以上の方で島内医療機関で接種したもの

#### ■公費助成の額

ヒブワクチン1回につき 3,000円  
小児用肺炎球菌ワクチン1回につき 5,000円  
肺炎球菌ワクチン1回につき 3,000円

#### ■助成に関する問い合わせ

健康課保健係 電話 2-5570

### 世帯向け調査に ご協力をお願いします

今月から65歳以上の方がお住まいのご家庭へ民生委員が訪問し、調査を行います。この調査は、在宅における65歳以上の方の生活の実態などを把握し、在宅支援に向けた施策を検討するために利用されます。本調査において知り得た事柄については、厳重に取り扱います。

ご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ 健康課高齢福祉係 電話 2-5570

### 犬の登録・狂犬病予防注射のお知らせ

飼い犬の登録・狂犬病予防注射を次の日程で行います。お近くの会場で忘れずにお済ませください。

○犬を清潔にし、犬をおさえられる方が連れてきてください。

○都合により来られない方は、後日動物病院で接種してください。

○新たに飼いはじめた犬、島外から転入してきた犬は、狂犬病予防法に基づく登録が必要ですので、八丈町保健福祉センターへご連絡ください。

#### ■料金

◎予防注射料金	3,550円
内訳・予防注射料	3,000円
・注射済票交付手数料	550円
◎登録手数料(新規登録する犬のみ)	3,000円

#### 狂犬病予防注射日程

日	会 場	時 間
4月14日(木)	小宮山久男商店駐車場	9:00 ~ 10:00
	漁協テングサ倉庫前(護神)	10:10 ~ 10:30
	パパズ・イン駐車場	10:40 ~ 11:00
	漁協神湊倉庫跡(仲屋商店前)	11:10 ~ 11:30
	旧西見バス停前	13:30 ~ 14:00
4月15日(金)	東海汽船 八重根待合所前	14:15 ~ 14:40
	大賀郷公民館駐車場	9:00 ~ 9:30
	大里バス停前	9:40 ~ 10:00
	樫立公民館車庫	10:15 ~ 10:40
	中之郷公民館前	10:50 ~ 11:10
末吉公民館前	11:20 ~ 11:40	
八丈町保健福祉センター	14:00 ~ 16:00	

※狂犬病予防法により、犬を飼育する際には市町村への登録と年1回の予防注射が義務付けられています

■問い合わせ 健康課保健係 電話 2-5570

### 住民係からのお知らせ

■問い合わせ 住民課住民係 内線237・238

●代理人の方が証明書を取得する場合には委任状が必要となります

住民票の写しを請求できる方は、八丈町の住民基本台帳に記載されている方で、請求者および請求者と同じ世帯に属する方のみとなります。上記以外の方が請求する際は、原則として委任状が必要です。親族の方でも、世帯(住民票の記載)が別であれば代理人の請求となります。

全部(個人)事項証明書(戸籍謄本・抄本)などを請求できる方は、本籍が八丈町にある方で、戸籍に記載されている本人およびその配偶者、子、父母、祖父母、孫となります。上記以外の方が請求する際は、委任状が必要となります。また、戸籍に記載されている方との関係および使用目的を明記してください。また、委任状の署名は必ず委任者の手書きで、押印をお願いします。3月18日に予定していた除籍、改製原戸籍の電算化については、都合により4月下旬以降の実施となります。その間、除籍などが必要な場合には従来どおり紙戸籍で対応します。

### 引っ越しの際には水道の異動届けを!

■問い合わせ 企業課水道係 内線315

引っ越しの際には、水道の異動届けの手続きが必要となります。印鑑を持参のうえ、企業課水道係、または各出張所までお越しください。

## カラスの捕獲作業を開始します

八丈町では、カラス被害の増加をうけて本年6月からカラスの捕獲作業を開始します。現在、カラスの被害量を調査しています。農作物やごみ被害などがありましたら町役場までご連絡ください。

なお、捕獲作業を行うのはネットをかけるなど自衛策を講じていて、それでも被害が発生している場所になります。各家庭においてもカラス対策を実施いただきますようご協力をお願いします。

■問い合わせ ごみ被害に関すること 住民課環境係 内線233  
農作物被害に関すること 産業観光課産業係 内線263

## ノヤギ捕獲

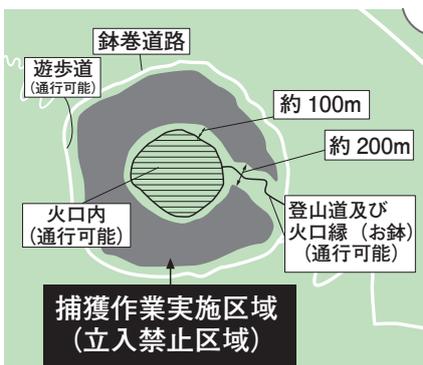
八丈町ではノヤギ撲滅に向けて、八丈富士(鉢巻道路より上部)および三原山で、ノヤギの捕獲作業を実施しています。八丈富士では銃器を使用した捕獲作業を実施していますので右記の捕獲作業実施区域には立ち入らないようご協力をお願いします。また、三原山では痕跡のあった場所にわなをしかけています。わなの近くには看板を設置していますので近づかないようご協力をお願いします。

○ノヤギ捕獲作業日程 毎週月曜日・水曜日・金曜日

※ただし、祝日・夏期観光シーズン(7月20日～8月20日)・年末年始(12月31日～1月3日)・遠足などの行事が八丈富士・三原山で実施される日は銃器を使用しません。

■問い合わせ 産業観光課産業係 内線263

○ノヤギ捕獲作業実施場所



## 平成22年度コミュニティセンターフットサル大会の結果について (OVER45、レディースの部)

3月6日(日)、第7回八丈町コミュニティセンター杯フットサル大会(45歳以上男子・一般女子・小中学生女子が参加)が開催されました。大会結果は次のとおりです。

- 優勝 坂上オーバー45
- 準優勝 坂下オーバー45
- 3位 八丈ガールズ(小中学生女子)
- 4位 八丈レディース(一般女子)
- 特別参加(エキシビジョン) 小学生チーム
- 最優秀選手 小林京香選手(八丈ガールズ)
- 優秀選手 笹本拓也選手(小学生チーム)



## 平成23年2月の主な会議

日	会議名	議題等
1日	庁議	平成23年度年間行事予定について ほか
10日	八丈町教育委員会第11回定例会	八丈町教育委員会の教育目標・基本方針および基本方針に基づく平成23年度の主要施策について ほか
10日	課長連絡会議	高齢者ハンドブックについて
15日	第1回八丈町議会臨時会	平成22年度八丈町一般会計補正予算 ほか
15日	全員協議会	平成23年度事業計画について ほか
21日	八丈町青少年問題協議会	平成22年度青少年関係事業実施報告
21日	課長連絡会議	3月補正予算について
25日	八丈町農業委員会第11回総会	農地法第3条の規定による許可申請について ほか
28日	議会運営委員会	第1回八丈町議会定例会について

# 町立八丈病院からのお願い

■問い合わせ 町立八丈病院事務局 電話 2-1188

町立八丈病院では、医師をはじめ医療スタッフの確保に努めてまいりましたが、この度、職員の退職などに伴い、薬剤師の確保が困難なため、調剤業務体制を見直すことになりました。そのため、患者さんの状況により当日、薬剤をお渡しできなくなる場合があります。

ただし、この場合医師、看護師などから説明を行い、患者さんから了承を得ることになります。

## 東京都島しょ地域中小企業等振興補助事業の創設について

東京都島しょ振興公社では、平成23年度より新しい補助事業として「東京都島しょ地域中小企業等振興補助事業」を創設しました。事業の概要は次のとおりです。

●補助対象事業

新たに取り組む次の事業

- ① 地域資源を活用した特産品に関する事業
- ② 地域資源を活用した観光の振興に関する事業
- ③ ①、②に関連した事業展開に関する事業

●補助対象事業者

中小企業、個人事業者、創業予定者など

- ※法人または個人で、東京都島しょ地域に主たる事業所を持ち、事業を営んでいること（法人の場合は島しょ地域に登記、個人の場合は島しょ地域に開業届出していること）
- ※創業予定者の場合は、事業完了までに、島しょ地域に登記または開業届出が必要

●条件

補助申請は、東京都中小企業振興公社が実施する東京都中小企業応援ファンド地域資源活用イノベーション創出助成事業（以下「ファンド助成事業」）への申請を条件とし、当該助成事業の審査結果に基づき、採択します。

●補助金額

対象経費の9/10からファンド助成金額を除いた額  
 ※対象経費はファンド助成事業と同じ  
 当公社補助限度額1,000万円  
 ファンド助成事業限度額800万円 合計1,800万円

●事業期間 2年以内

●その他 募集については年2回、町広報で募集

■問い合わせ 財団法人 東京都島しょ振興公社

〒105-0022 東京都港区海岸1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー 3F 電話 03-5472-6546

## ～平成23年度地域振興に係る補助事業（第1回）の募集～

●募集期間

平成23年4月1日（金）～5月9日（月）

●対象とされる事業

- ・地域振興に係る特産品に関する事業
- ・地域振興に係る観光振興に関する事業
- ・地域振興に係る島おこしを担う人材育成に関する事業

●補助対象団体

- ・おおむね5名以上（島しょ在住者）で組織し、代表者・会則などのある団体
- ・島しょ地域内に主たる事業所を有する小規模企業者
- ・島しょ地域内の個人事業者

※下線は、今年度より補助対象に追加された団体

●事業の期間

事業開始時期から平成24年3月末日まで

●補助金額

補助対象経費の5分の4以内で100万円（特に必要と認められる事業については200万円）を上限とする。なお、地域振興に係る補助事業のうち、視察に関するものは補助事業の対象としない。

●申込方法

所定の計画書により平成23年5月9日（月）までに企画財政課へお持ちください。  
 ※交付要綱は企画財政課で配布します。

●問い合わせ

- ・財団法人東京都島しょ振興公社  
電話 03-5472-6546
- ・企画財政課企画情報係 内線305

## ～平成23年度公社と協同で行う人材育成事業（第1回）の募集～

東京都島しょ振興公社では、島しょでの事業に従事しているスタッフや、島に貢献しているボランティア団体のメンバーなどの技術や知識などを向上させ、島を担う人材育成を目的とした計画を募集し、応募者と協同で事業を実施します。なお、今年度から事業名称を変更し、募集回数を年1回から年3回に改めます。

●募集期間 平成23年4月1日（金）～5月31日（火）

●対象者 島しょ地区在住のおおむね5名以上の団体・グループ

※詳細は役場に備え付けの募集案内をご覧ください

■問い合わせ 財団法人東京都島しょ振興公社 電話 03-5472-6546



参加しませんか？ 募集しています！



行 事

催 し

講 座

## 東京諸島特産品PRスタッフの募集について

東京都島しょ振興公社では、毎年各地で開催されるイベントに出展し、東京諸島や特産品のPR活動に取り組んでいます。ついては、次のとおりPRスタッフの募集を行いますので、ご応募、ご紹介お待ちしております。

- **仕事内容** イベント会場での東京諸島特産品販売およびPR
- **勤務地** 東京、神奈川、千葉、埼玉などの各イベント会場
- **給 与** 日給 10,000 円 (交通費込み)
- **応募資格** 都内在住で伊豆諸島・小笠原諸島出身の18歳以上の方
- **勤務時間** 午前9時～午後5時  
※各イベントによって変更があります  
※登録制なので皆さんのスケジュールに合わせて対応します
- **応 募** 履歴書を郵送していただき、後日面接となります
- **応募締切** 平成23年4月28日(木)

■ **問い合わせ** 財団法人 東京都島しょ振興公社

〒105-0022 東京都港区海岸1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー 3F 電話 03-5472-6546

## 平成23年度 国税専門官募集

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計などの専門知識を駆使し、適正・公平な課税を実現し、租税収入を確保するための事務を行います。

- **受験資格** 1. 昭和57年4月2日～平成2年4月1日生まれの者  
2. 平成2年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者  
イ. 大学を卒業した者および平成24年3月までに大学を卒業する見込みの者  
ロ. 人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者
- **申込書交付期間** 4月14日(木)まで ■ **申込書受付期間** 4月14日(木)まで
- **試験日** 第1次試験 6月12日(日) 第2次試験 7月19日(火)～7月26日(火)のうち指定された日  
詳細については芝税務署総務課までお問い合わせください。

■ **問い合わせ** 芝税務署総務課 電話 03-3455-0551 内線2004

## 郷土料理教室

八丈島の郷土料理をこれから勉強してみたいと考えている方、一緒に作ってみませんか？今年度は年4回、開催を予定しています。第1回目は八丈島の薬草を中心とした料理です。

※参加には事前予約が必要です。

※定員は約16名。定員になり次第締め切ります。

- **日 時** 5月13日(金) 午前10時～午後1時
- **場 所** 保健福祉センター
- **持 ち 物** エプロン・三角巾・筆記用具・包丁
- **申込締切** 5月9日(月)
- **問い合わせ・申し込み** 健康課保健係 電話2-5570



前回の郷土料理教室



はんばめしやムロ鱈と明日葉の卵巻など

## 地域振興にあなたの力を！八丈町人材育成事業

■ **問い合わせ** 総務課庶務係 内線212

八丈町では、町の地域振興を担う人材を育成することを目的に、理学療法士などを目指す学生の方を対象として、資格養成者事業による補助金を交付します。

該当される方、もしくは詳しく内容をお聞きになりたい方は総務課庶務係までお問い合わせください。

## 臨時職員登録（一般事務補助）の募集

●登録制度および注意事項について

この制度は臨時職員として働くための希望登録です。臨時職員が必要となったときに、登録された方の中から働いていただく方を選定します。

●対象者

健康状態が良好で、町内に住所を有する方

●登録の方法

登録は随時行っています。八丈町の指定する履歴書（総務課で用意しているほか、八丈町ホームページからもダウンロードできます）に写真を張り付けて、希望の職種（臨時事務職）などの事項をすべて記入し、総務課庶務係に持参または郵送してください。

●勤務条件など

八丈町臨時職員の任用に関する規程などによります。雇用の期間や時間などは雇用理由により、異なります。

●採用の方法

応募順に臨時職員希望者名簿に登録され、臨時職員を採用する部署の所属長およびその代理者が、名簿の中から適任者を選定し、面接などを実施した後に決定します。

●登録の変更や抹消について

- (1) 登録内容（連絡先など）の変更や、転居などで登録を辞退される方は総務課庶務係までご連絡ください。
- (2) 登録後2年間採用実績のない方は、名簿から抹消します。（引き続き登録を希望される方は再度応募してください。）

■問い合わせ 〒100-1498

東京都八丈島八丈町大賀郷2345-1  
八丈町役場 総務課庶務係 内線212

■八丈町ホームページアドレス

<http://www.town.hachijo.tokyo.jp/>

## 町立八丈病院臨時職員（調理員）の募集

■対象者 健康状態が良好で、調理に興味がある方

■選考方法 面接など

■提出書類 履歴書（町指定の様式）

※履歴書は八丈町ホームページからダウンロードするか、町立八丈病院事務局で受け取ってください。

※勤務条件など詳細についてはお問い合わせください。

■八丈町ホームページアドレス <http://www.town.hachijo.tokyo.jp/>

■問い合わせ・申し込み 町立八丈病院事務局 電話 2-1188

## 町立保育園 代替職員登録受付

■問い合わせ・申し込み 住民課厚生係 内線231

登録した方の中から、臨時でお願いすることになります。

■職種 臨時保育士 および 臨時調理員 ■必要書類 履歴書（町指定の様式）

履歴書は八丈町ホームページからダウンロードするか、住民課厚生係で受け取ってください。

※保育士、または調理師の資格をお持ちの方は、必ず資格証をお持ちください。

八丈町ホームページアドレス <http://www.town.hachijo.tokyo.jp/>

## 東京法務局 特設登記所開設

東京法務局では、登記官を派遣した特設登記所を開設し、会社の役員変更などの登記申請に関する相談や、不動産、会社に関する一般的な登記相談、および登記申請、各種証明請求書の受け付けを行います。

※届け出や申請などの際は、事前に法務局へ電話相談し、必要書類を確認することをお勧めします。

- 日時 4月18日(月)午後1時～4時  
4月19日(火)午前9時～正午、午後1時～4時  
4月20日(水)午前9時～正午
- 場所 八丈町役場建設課2階

※登記相談の受け付けは、終了時間の30分前までです。

問い合わせ ■東京法務局不動産登記部門 03-5213-1329（不動産）

法人登記部門 03-5213-1333（商業・法人）

# SCHEDULE 2011 4月

三 公民館	根 大賀郷 公民館	檜 立 公民館	中 之 郷 公民館	末 吉 公民館	八丈町保健 福祉センター	町 立 八丈病院	保 健 所	坂上老人 福祉館
三	大	檜	中	末	保福	町病	保	上老

日	月	火	水	木	金	土
					1 高齢者健康教室 檜 10:00~12:00	2
3	4 図書館休館日 コミュニティセンター休館日	5 高齢者健康教室 末 10:00~12:00	6 小学校入学式 小・中学校始業式	7 中学校入学式 両親学級1回目 保福 13:30~15:30	8	9 図書館 おはなし会 10:00~11:00
10 東京都知事選挙 各公民館 7:00~20:00	11 図書館休館日 コミュニティセンター休館日	12 こども心理相談 保福 9:00~16:00 1歳6か月児健診 保福 13:00~13:15受付	13 両親学級2回目 保福 13:30~15:30	14 高齢者健康教室 三 10:00~12:00	15	16
17 敬老会 檜 中 11:00~	18 図書館休館日 コミュニティセンター休館日 すくすく相談 保福 9:30~11:30	19 4歳児歯科健診 保福 9:15~10:00受付	20	21 両親学級3回目 保福 13:30~15:30	22	23
24	25 図書館休館日 コミュニティセンター休館日	26 3~4か月乳児・ 産婦健康診査 保福 13:15~13:45受付	27	28 図書館休館日 両親学級4回目 保福 13:30~15:30	29 昭和の日 図書館休館日	30

## 町立病院 臨時診療日

(受付時間 /8:00~11:00)

	診療日	診療時間
耳鼻咽喉科	4月11日(月)~15日(金)	9:00~
糖尿病教室	4月15日(金)	13:00~

\*初めて町立八丈病院にかかる方は、午前8時30分からの受け付けとなります。

## 温泉休業日

	休業日
ふれあいの湯	4日(月)、11日(月)、18日(月)、25日(月)
みはらしの湯	5日(火)、12日(火)、19日(火)、26日(火)
ザ・BOON	6日(水)、13日(水)、20日(水)、27日(水)
やすらぎの湯	7日(木)、14日(木)、21日(木)、28日(木)

## 4月のゴミ分別回収

燃…燃えるごみ びん…空きびん 資源…資源ゴミ 古着…古着の回収 害…有害ゴミ 金属…金属ゴミ

### 三 根

日	月	火	水	木	金	土
					1 燃・害	2
3	4 金属	5 燃・害	6 資源 古着	7	8 燃・害	9
10	11 金属	12 燃・害	13 資源	14 びん	15 燃・害	16
17	18 金属	19 燃・害	20 資源	21	22 燃・害	23
24	25 金属	26 燃・害	27 資源	28	29 燃・害	30

### 大 賀 郷

日	月	火	水	木	金	土
					1 金属	2
3	4 燃・害	5 資源 古着	6	7 燃・害	8 金属	9
10	11 燃・害	12 資源	13	14 燃・害	15 金属	16
17	18 燃・害	19 資源	20	21 燃・害 びん	22 金属	23
24	25 燃・害	26 資源	27	28 燃・害	29 金属	30

### 檜立・中之郷・末吉

日	月	火	水	木	金	土
					1 金属	2
3	4 燃・害	5	6 資源 古着	7 燃・害	8 金属	9
10	11 燃・害	12	13 資源	14 燃・害	15 金属	16
17	18 燃・害	19	20 資源	21 燃・害 びん	22 金属	23
24	25 燃・害	26	27 資源	28 燃・害	29 金属	30